

検討の進め方

(令和9年度以降の子供の学習費調査に関する研究会)

参考 1

令和9年度以降の子供の学習費調査に関する研究会
(第3回、令和8年6月30日)

1. 検討の背景

- 「子供の学習費調査」は、教育に関する国の諸施策を検討・立案するための基礎資料を得ることを目的として、平成6年度から隔年で実施しており、調査開始から30年が経過。この間、平成29年5月には、調査事項の現代化、統計精度の向上、回答者の負担軽減等のため、有識者会議を設置し、平成30年9月には「これからの子供の学習費調査に向けた改善プラン」を策定。令和3年度調査から反映。
- 同プランには、3回調査（6年）に1度、統計精度の状況の点検・評価を実施することとされており、目標精度に応じた調査対象数の再設定や新たな学校種の追加可能性について、必要に応じて検討を行うこととされている。
- また、本調査については、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、調査票の回収方法、調査対象となる学校の選定、幼保連携型認定こども園の取扱いについて、令和9年度の本調査に向けて検討し、令和8年度中に結論を得ることとされた。
- 一方、令和7年12月には、学校基本調査の年次統計において、特別支援学校の取扱いに関する不適切な事案が判明し、過去に遡って数値の修正を行うとともに、学校基本調査以外の調査における特別支援学校の扱いについて、同様に改善を図るべきものや見直しの検討が考えられるものがないか調査した結果、15の調査（子供の学習費調査を含む）において、次期の調査実施までに、学校現場の負担にも配慮しながら、見直しを行い、必要な措置を講ずることとされた。
- さらに、子供の学習費調査において、令和3年度実施分（令和4年12月公表）及び令和5年度実施分（令和6年12月公表）の数値の誤りが判明したため、令和8年1月に訂正結果を公表する事態を生じ、チェック機能の強化など、再発防止策を講じていくこととされた。
- 上記のような状況（別紙参照）、さらには、子供の学びを取り巻く環境変化等を踏まえ、本調査の回答者（保護者）や実務担当者（自治体や学校関係者）の調査負担に配慮しつつ、子供の学習費をよりの確に把握する観点から、本調査の内容や方法等に係る改善策等について専門的な検討を行うため、有識者による研究会を開催する。

○これからの子供の学習費調査に向けた改善プラン（平成30年9月検討のまとめ）（平成30年度以降の子供の学習費調査に関する研究会）（抜粋）

（目標精度に応じた調査対象数の再設定）

私立小学校における調査（3分の1ずつ実施）ローテーションが1回完了する時期に合わせ、3回調査（6年）に1度、全学校種における統計精度の状況を点検・評価し、回答者負担軽減の観点も考慮しながら、必要に応じて調査対象数の再設定を検討することとする。

（新たな学校種の追加可能性）

研究会では、現行の調査対象8学校種に加え、近年創設されたものを含め新たな学校種（※）を本調査に追加する可能性について検討した。いずれの学校種も、公立・私立ともに現行調査学校種を上回る規模の学校数又は在籍者数を持つものではなく、現時点で調査対象に追加し得る学校種はないが、幼保連携型認定こども園が将来的に相当程度の在籍者数規模に達した場合、本調査における取扱いを検討することとする。

（※ 幼保連携型認定こども園、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校(定時制)、高等学校（通信制）、高等専門学校、専修学校高等課程、専修学校一般課程）

○令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日 閣議決定）（抜粋）

（※「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）のフォローアップを踏まえた決定）

（iii）子供の学習費調査については、以下のとおりとする。

- ・ 令和9年度の当該調査に向け、調査票の回収業務を都道府県を經由せずに文部科学省において対応すること、調査実施学校の選定者を都道府県から調査の実施主体である文部科学省へ変更すること及び幼保連携型認定こども園を調査対象に追加することを検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

○学校基本調査「年次統計」における特別支援学校の取扱いに関する修正について（令和7年12月報道発表資料）（抜粋）

3 学校基本調査以外の調査の状況

○ 今回の事案を受け、学校基本調査以外の調査において、特別支援学校の扱いについて同様に改善を図るべきものや見直しの検討が考えられるものがないか、担当局及び大臣官房において調査を実施した。この結果、次に掲げる調査においては、次期の調査実施までに、学校現場の負担にも配慮しながら、見直しを行い、必要な措置を講ずる予定である。

- | | |
|---------------------------------------|-----------------------------|
| ・ 公立学校施設の老朽化状況調査 | ・ 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査 |
| ・ 薬物乱用防止教室の開催状況調査 | ・ 学校給食実施状況等調査 |
| ・ 学校保健統計調査 | ・ <u>子供の学習費調査</u> |
| ・ 教員免許状授与件数等調査 | ・ 英語教育実施状況調査 |
| ・ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 | |
| ・ 高等学校卒業(予定)者の就職(内定)状況に関する調査 | |
| ・ 農山漁村体験活動実施状況等調査（内閣官房共同実施） | |
| ・ 児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究 | |
| ・ 中学校技術・家庭科（技術分野）／高等学校情報科の指導体制等に関する調査 | |
| ・ 高等学校教育の改革に関する推進状況調査 | ・ 私立高等学校等初年度授業料等調査 |

○「子供の学習費調査」結果の訂正について（令和8年1月16日報道発表資料）（抜粋）

1 主な訂正内容

- 令和3年度実施分について、私立幼稚園、公立高等学校、私立高等学校の学習費総額や内訳の各項目、標準誤差率を訂正。また、公立幼稚園、公立小学校、公立中学校の各項目の標準誤差率を訂正。
- 令和5年度実施分について、公立小学校、私立小学校、公立中学校、公立高等学校、私立高等学校の学習費総額や内訳の各項目、標準誤差率を訂正。また、公立幼稚園、私立幼稚園の各項目の標準誤差率を訂正。

2. 主な検討事項

(1) 調査結果の質確保に向けた統計精度の状況に関する点検・評価

- 直近3回（令和3、5、7年度（※））の調査結果に基づく統計精度の状況に関する点検・評価
（※ 令和7年度調査は、令和8年8月頃に概ねの集計結果が取りまとめられ、調査結果は令和8年12月に公表予定）
- 点検・評価の結果を踏まえた新たな目標精度の設定、調査対象数の再設定 等

(2) 調査の効果的・効率的な実施に向けた実施方法等の点検・見直し

- 学校における在籍者数等の変化に応じた対応（対象学校種の取扱い等）
- 調査を実施する学校の無作為抽出に係る実施主体（現在は都道府県）の見直し
（※ 学校を無作為抽出することは、調査対象となる保護者を無作為抽出するための過程の一部）
- 紙面回答に係る調査票の回収方法（現在は保護者→学校→都道府県→文部科学省）の見直し
- 調査周期（現在は隔年）の見直し 等

(3) 子供の学びを取り巻く環境変化等を踏まえた調査・集計事項の見直し

- 子供の学びを取り巻く環境変化、EBPMの観点等を踏まえた調査・集計事項の見直し 等

※ 上記各事項の検討に当たっては、回答者（保護者）や実務担当者（自治体や学校の関係者）の調査負担軽減、回収率の確保、過去の調査結果との接続性・比較可能性等のバランスに留意することが必要

令和8年 3月 6日

第1回：開催趣旨等、個別議論①

5月28日

第2回：個別議論②

6月30日

第3回：今後の対応方針（案）の検討

7月～8月

「今後の対応方針」の確定

12月

令和7年度調査結果の公表

令和9年 4月

令和9年度調査の開始

※ 研究会については、「今後の対応方針」の確定後、必要に応じて、随時開催（「今後の対応方針」に係る対応状況の報告・検討等）

※ 第4回以降の研究会において、検討事項（1）に関連して、令和7年度調査結果に係る統計精度の点検・評価を実施

※ 本調査は、統計法に基づく一般統計調査であり、調査対象や手法、調査事項や集計事項、推計方法等を変更する場合、総務省への変更申請・承認手続きが必要。（審査には、概ね2～3か月を要し、早期の事前相談が必要）

※ 令和9年度調査に係る準備は、令和8年10月前後には開始することが必要。このため、令和9年度調査に検討結果を反映し、調査事項等を変更する場合には、令和8年7月～8月頃には一定の結論が出ていることが必要。

※ また、調査対象の抽出方法、集計・推計方法等を変更する場合、関連する予算を確保した上で、既存システムの改修、推計プログラムの修正等に相応の時間を要することに留意が必要。